

○京都橘大学障害学生支援の申請および実施に関する要項

2022年7月20日

制定第2284号

最近改正 2024年3月14日

(目的)

第1条 この要項は、京都橘大学における障害のある学生に対する教職員対応要領第6条第6項に基づき、合理的配慮の申請および実施に関する標準的な手続について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、京都橘大学障害のある学生の差別解消の推進体制に関する規程に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 「根拠資料」

障害者手帳（身体・療育・精神）、適切な医学的診断に基づいた診断書、標準化された心理検査等の結果、学内外の専門家の所見および高等学校・特別支援学校等の大学入学前の支援状況に関する資料等をいう。

(2) 「修学上の配慮申請」

学生が、社会的障壁の除去を要する場面を所管する部局に対して、その社会的障壁の除去を目的とした合理的配慮の提供について申請することをいう。

(3) 「配慮面談」

修学上の配慮申請を行った学生と、社会的障壁の除去を要する場面を所管する部局やその他関係者が事前のヒアリング内容や根拠資料等に基づき、障害の状況と所属学部・研究科の学び等について共通理解を深め、建設的な対話のもと、実施可能性のある環境調整等の方法について個別・具体的に検討を行い、合理的配慮の提供内容・方法について合意形成を行う面談のことをいう。

(4) 「支援制度」

障害のある学生のうち、支援を希望する学生であり、障害学生支援室の支援を受けて修学上の配慮申請や、障害のある学生を対象としたキャリア・就労支援等に関する情報提供を希望する学生が登録する制度をいう。

(支援制度の利用に関する基本原則)

第3条 支援制度の利用希望のある学生は、障害学生支援室に相談した際、継続的な相談や修学上の配慮申請等を行うにあたり、支援制度登録を行うこととする。なお、障害学生支援室は適切な対応を行うために、学生が障害の状況に関する根拠資料を保有している場合や取得可能な状況である場合、学生に対して根拠資料の提示を求めることができる。

2 障害学生支援室は、支援を求める学生からの相談について、支援制度の利用希望や支援の根拠となる資料の有無に関わらず、相談業務（支援の根拠となる資料等の取得相談を含む）を行う。

3 なお、障害の内容によっては、根拠資料の提出が困難である場合があることに留意し、根拠資料が確認できない場合であっても、ヒアリングや成績評価等の内容から、何らかの社会的障壁の除去の必要性が明白であると判断された場合、配慮面談を行い、合理的配慮の提供について検討することができる。

4 修学上の配慮申請に対応する部局について、特に教育にかかわる申請内容の場合、障害のある学生が所属する学部・研究科は、教育の責任主体として、配慮内容の検討と合意形成に際して、障害学生支援室の助言を得て対応するものとする。

- 5 学科長（通信教育課程長）・研究科長が本要項に基づいて行う対応については、学科長（通信教育課程長）・研究科長の判断により、学科・研究科に所属する教員やクラスアドバイザー等に、その対応を委嘱することができる。ただし、合意形成を行う配慮面談は、学科長・研究科長が対応するものとする。
- 6 当該学生への合理的配慮の提供については、学生の履修科目担当教員によって行われる。ただし、不足するリソースについては、当該学部・研究科からの依頼に基づき、障害学生支援室が支援リソースの提供等を行う。
- 7 前三項のことについては、事務組織においても同様とする。学部・研究科を部・課、教員やクラスアドバイザーを各課員等と読み替える。
- 8 合理的配慮の内容について判断が困難な場合には、「障害者差別解消法」のほか、「文部科学省事業所管分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」報告（以下「第三次まとめ」という。）が定める基準、取扱いを参考とする。
- 9 障害のある学生の活動の範囲（授業、課外活動、学校行事等）については、「第三次まとめ」の記載に準拠するものとする。

（修学上の配慮申請に関する手順）

第4条 修学上の配慮申請および内容の決定は、以下の手順によって対応するものとする。ただし、正課授業（授業内試験および期末試験を含む）以外の事柄に関する配慮申請については、総務部長、経理部長、情報システム部長、企画部長、入学部長、教学事務部長、学生事務部長、学術事務部長において、以下の手順を参考にして取り扱うものとする。

(1) 障害のある学生からの申出

- 1 修学上の配慮申請を行うにあたり、障害のある学生は障害学生支援室に相談し、修学上の配慮申請書の作成等について支援を受けることができる。障害学生支援室は、所属学部・研究科内の検討を促進するために、当該学生が検討中の申請内容や障害等の状況について、必要に応じて学生の所属学科長・通信教育課程長・研究科長、教学事務部の教務課および当該事務課に共有することができる。
- 2 障害のある学生は、所属学部・研究科に対して修学上の配慮申請を行う。具体的には各部局の事務課に修学上の配慮申請書を提出する。その際には、根拠資料の原本または写しを添付することとする。
- 3 配慮申請書を受け取った学部・研究科において、学生が所属する学部の学科長・通信教育課程長・研究科長は、教学事務部の当該事務課員（通信教育課程においては生涯教育・通信教育課員）とともに（必要に応じてクラスアドバイザーも含む）、学生に対してヒアリングを行い、本人の意向や障害等の状況、申請書に記載された要望（合理的配慮に関する要望）について確認する。
- 4 前項の対応を行うにあたり、学科長・通信教育課程長・研究科長は、障害学生支援室にヒアリングへの同席や対応に関する助言を求めることができる。
- 5 ヒアリング後、学科長・通信教育課程長・研究科長は、必要に応じて学部長への報告を行うとともに、配慮面談への準備として、申請内容に関して、学科・通信教育課程・研究科内での意見集約、調整および周知を行う。

<留意事項>

- 適切な配慮内容の決定のためには、根拠資料とともに、学生本人が自らの障害の状況を客観的に把握・分析した説明資料等も有効である。これらのうち、利用できる根拠資料を複合的に勘案して、個々の学生の障害の状況を適切に把握する必要がある。
- 本人からの配慮申請ができない場合においても、当該学生が社会的障壁の除去を

必要としていることが明白である場合には、障害者差別解消法の趣旨に鑑み、所属学部・研究科から当該学生に対して、以下の働きかけ等を行うことが望ましい。

- 適切と思われる合理的配慮を提案するために建設的対話を働きかけること。
- 日頃から学生個々の障害特性やニーズの把握に努めること。
- 障害のある学生自ら社会的障壁を認識して正当な権利を主張し、意思決定や必要な申出ができるように、必要な情報や自己選択・決定の機会を提供すること。

● 教養教育および基礎教育科目等について、必ずしも学生の所属学部・研究科の教員が担当しない科目があることを鑑み、必要に応じて、所管する教務課および共通教育推進室の各部会（通信教育課程においては生涯教育・通信教育課および通信教育課程会議）に相談する等して対応について検討するものとする。

● 学科長（研究科長）は、障害のある学生の権利保障の観点から、この時点において、学生の履修科目担当教員に対し、個々の教員が対応可能な範囲内の対応について依頼することができる。

(2) 建設的対話に基づく合理的配慮の内容の決定

1 障害のある学生と所属学科長（通信教育課程においては課程長、必要がある場合は学部長）・研究科長、当該事務課課員、障害学生支援室コーディネーターによる配慮面談を行う。出席者は建設的対話を行い、合理的配慮の内容を決定する。なお、学生の意思表示に支障のない範囲、かつ配慮内容の検討に資する情報提供等を担うために、クラスアドバイザー、当該事務課長、教務部長、障害学生支援室長（学生部長）、学生支援課長等の関係教職員は配慮面談に出席することができる。

2 決定した合理的配慮の内容について、障害学生支援室が合意確認書を1通・写し1通（計2通）作成し、1通は教学事務部当該事務課（通信教育課程においては生涯教育・通信教育課）に手交する。また、写しは障害学生支援室から申請を行った学生に手交する。

3 教学事務部当該事務課（通信教育課程においては生涯教育・通信教育課）は合意確認書を保管するとともに、学科長（通信教育課程においては通信教育課程長）・研究科長に共有する。

4 合意確認書もしくは配慮依頼文書をもとに、学生の所属学科長・通信教育課程長・研究科長は、直近の教務委員会（通信教育課程においては通信教育課程会議）および所属学部教授会（通信教育課程に所属する学生は通信教育課程委員会、大学院生については大学院委員会）にて合意内容について報告を行う。

<留意事項>

● 建設的対話においては、本人の意思決定を重視し、この意思確認が不在のまま、一方的に合理的配慮の内容が決定されることは避けなければならない。そのためにも、社会的障壁を解消するための方法等を学生に分かりやすく伝えることが望ましい。

● 本人が自ら求める配慮内容の説明や、意思決定を行なうことが困難である場合等は、必要に応じて本人が保護者や障害学生支援室コーディネーター等のサポートを受けられることを可能とする。

● 修学上の配慮申請の内容が教育にかかわるものの場合、以下の手続きを要する。

- 当該場面における教育の目的・内容・評価の本質（カリキュラムで習得を求めている能力や、授業の受講、入学に必要とされる要件）に不当な差別的取扱いに当たるものや社会的障壁が存在し、それらが障害のある学生を排除するものになっていないかを個別かつ客観的に確認し、そのような要件が存在するようであればこれを是正する。

- その上で、当該場面における教育の目的・内容・評価の本質を変えずに、過重

な負担にならない範囲において、教育の提供方法や学生の参加方法を柔軟に調整する。

- 合理的配慮の検討過程において、過重な負担に当たると判断した場合、障害のある学生に可能な限り資料を示す等して丁寧にその理由を説明し、理解を得るように努めるとともに、他の実現可能な措置を提案等するものとする。
- 配慮依頼文書の作成や配布までに時間を要する場合、学生は必要に応じ、合意確認書を各科目担当教員に提示し、対応を具体的に相談することができる。

(3) 合意した配慮内容の実施

- 1 教学事務部の当該事務課（通信教育課程においては生涯教育・通信教育課）において、合意確認書に基づき、配慮依頼文書を作成し、配慮依頼文書を学生の履修科目担当教員に対して配布する。
- 2 希望がある場合は教学事務部の当該事務課（生涯教育・通信教育課）から当該学生にも手交し、本人が各科目担当教員に対して具体的に相談する等、必要に応じて示すことができるようにする。
- 3 本人による配慮依頼文書の提示の有無にかかわらず、各科目担当においては、配慮依頼文書の通りに対応するものとする。
- 4 各科目内における対応の実施について、より詳細な打ち合わせ等必要な場合は、学生と建設的対話を行い、具体的な対応について決定・合意し、その内容は学生にも共有する。

<留意事項>

- 配慮依頼文書の配布については、原則として教務委員会（通信教育課程においては通信教育課程会議）もしくは教授会（通信教育課程においては通信教育課程委員会）への報告後となるが、授業開始までに配布を間に合わせる必要がある場合等において、学科長・通信教育課程長・研究科長は当該事務課を通じ、教務委員会等への報告前に、配慮依頼文書配布を行うことができる。その場合、学科長・通信教育課程長・研究科長は、遅滞なく合意内容を教務部長および障害学生支援室長（通信教育課程においては学部長および障害学生支援室長）へ報告するものとする。
- 各科目内における対応の実施についても、本条(2)の留意事項に即して対応するものとする。

(4) 決定された内容のモニタリング

- 1 教学事務部の当該事務課（通信教育課程においては生涯教育・通信教育課）において、合理的配慮の内容の妥当性や、その後の状況を把握するために、決定した配慮内容についてのモニタリングを行う。
- 2 その際、当該事務課は、学生の所属学科長・通信教育課程長・研究科長および障害学生支援室コーディネーター、その他関係教職員に同席を求めることができる。
- 3 必要がある場合には配慮内容の調整を行なうために、本条(2)に戻って対応を行う。

<留意事項>

- 障害の状況に変化がない限り、一度申請し合意した内容は卒業や退学等により、学籍を失うまで有効とする。ただし、申請の際に提出した根拠資料について、更新等により新たに発行されたものがある場合、学生は障害学生支援室に提出または提示しなければならない。
- これらの手順は一方方向のものではなく、障害の状況の変化や学年進行、不断の建設的対話（障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と部局が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合い）や、モニタリングの内容を踏まえて、その都度繰り返されるものである。

- 学生の学年進行、科目の開講形態や、支援に関する技術の進展、社会情勢の変化等に応じて配慮内容が変わりうることに留意する必要がある。特に、学生の学年進行により、多くの科目の開講形態が変わる等して、合意した内容が現状と適さないものとなると予測される場合、または現状と適さないものとなったことを認知した場合は、本条(2)に戻って対応を行う必要がある。
- これらの手順は障害学生支援室が組織として正式に関与する手順について示したものであるが、実際にはこれらの専門部署が関与せず、学内の様々な場面・手順で、合理的配慮の提供が求められる場合があることに留意するものとする。

(補足)

第5条 この要項に定めのない事項については、障害学生支援室運営委員会の議を経て、障害学生支援室長が定めることができる。

(事務主管)

第6条 この要項に関する事務主管は、学生支援課とする。

(改廃)

第7条 この要項の改廃は、障害学生支援室運営委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この要項は、2022年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、2024年4月1日から施行する。